

部会名 金融部会 政策提言 (3) (公認会計士・税理士の社会貢献関係)

政策提言

市民のための金融や市民の事業を支える公認会計士・税理士の社会貢献の制度化

1. 市民金融、市民活動への社会貢献活動を、専門家としての法定研修の単位取得の一部として認定する。(法定研修とは、税理士法39条の2、公認会計士法28条に規定された研修である)
2. 市民金融、市民活動への社会貢献活動を熱心に行う公認会計士、税理士、監査法人税理士法人を社会的に評価する表彰制度を設ける。

現状と問題点

新しい公共として、市民による社会的な事業の拡大・展開の必要性が叫ばれているが、それを実現するためには、専門的知識を有している公認会計士・税理士による協力が有効である。しかし、公認会計士協会、税理士会の取り組みは十分でなく、市民事業や社会的企業への専門的なサポートが不足している。

具体的内容

市民金融や市民事業の実施に当っては、会計や、税務、経営に関する専門的知識が必要であり、専門家である公認会計士、税理士によるサポートが有効であるが、公認会計士協会や日本税理士会連合会の取組は十分ではない。従って、公認会計士、税理士が社会貢献として市民金融や市民事業をサポートするプロボノ活動の制度化を行うべきである。具体的には、社会貢献活動を法定研修の単位に参入すること、社会貢献活動への表彰制度などの新設が考えられる。

期待される効果等

市民金融が制度化される中で、市民によるファンドやNPOバンクなどの市民金融機関における融資審査や資金募集業務、資金の提供を受ける市民事業、社会的企業側での融資の申込業務や経営の管理業務、さらに、出資者である市民による資金の用途に関するモニタリングの実現などにおいて、公認会計士・税理士の専門家から会計や税務の専門的なサポートがなされる。

必要な予算額・条件等(単位：百万円)

基本的に予算等は不要。

本格的には、公認会計士法、税理士法の改正が必要かもしれないが、当面、省令などの改正、公認会計士協会、税理士会の規則の改正で対応可能である。

政策提言の責任者[所属団体・役職・氏名]

全国NPOバンク連絡会事務局長 多賀俊二

[メールアドレス]

taga@e-mail.jp

[電話番号]080-1142-3783